



府食第138号
令和元年6月25日

農林水産大臣
吉川 貴盛 殿

食品安全委員会
委員長 佐藤 洋



食品健康影響評価について（回答）

令和元年6月19日付け元消安第689号（以下「通知」という。）により貴省から当委員会に対し意見を求められためん羊及び山羊由来の肉骨粉等の肥料利用に関する規制の見直しについては、下記に示す理由から、食品安全基本法（平成15年法律第48号）第11条第1項第2号の人の健康に及ぼす悪影響の内容及び程度が明らかであるときに該当すると認められる。

記

- 肥料として利用されるめん羊及び山羊由来の肉骨粉等の原料となる部位については、「めん羊及び山羊の牛海綿状脳症（BSE）対策の見直しに係る食品健康影響評価」（平成28年1月12日付け府食第4号）において、現行の反する動物に対する飼料規制の実効性が維持されることを前提とし、めん羊及び山羊の肉及び内臓等の摂取に由来するBSEプリオントによる人での変異型クロイツフェルト・ヤコブ病（vCJD）の発症は考え難いと評価している。
- めん羊及び山羊由来の肉骨粉等を原料とする肥料を施肥された植物体を人が摂取した場合のリスクは、1に記載の評価内容を踏まえれば、めん羊及び山羊由来の肉及び内臓の摂取に由来するリスクと変わらないと考えられる。
- なお、公定規格に、通知に記載の大臣確認及び管理措置が規定され、適切に運用されることを前提として、現行の飼料規制等の効果に影響を及ぼすことは考え難い。